



許可番号 第 1301001001 号

汚染土壌処理業許可証

愛知県半田市日東町2番地8  
サンワ技研株式会社  
代表取締役 小西敏夫

土壌汚染対策法 第2-2条第1項 第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

姫路市長 石見利勝 印



COPY

許可の年月日	平成22年 5月 7日	
許可の有効期限	平成27年 5月 6日	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	サンワ技研株式会社 姫路事業所	
汚染土壌処理施設の設置の場所	姫路市飾磨区中島字宝来3059番21	
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理）） ②分別等処理施設（異物除去、含水率調整）	
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理）） 30m <sup>3</sup> /h 360m <sup>3</sup> /d（12時間） ②分別等処理施設（異物除去、含水率調整） 40m <sup>3</sup> /h 960m <sup>3</sup> /d（24時間）	
汚染土壌処理施設において処理 する汚染土壌の特定有害物質に よる汚染状態	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理））	
	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質
	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする
	②分別等処理施設（異物除去、含水率調整）	
	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質
	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする
変更の内容	②分別等処理施設（異物除去、含水率調整） 汚染土壌処理施設の構造の変更 （平成22年12月6日変更許可）	